

結果の概要

I 刑務所・拘置所等

1 被収容者

(1) 収容状況

最近10年間の全国の刑務所及び拘置所の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。平成5年に増加に転じて以降、年々増加していたが、同20年から連続して減少しており、令和元年は前年に比べ2,385人(4.6%)減少した49,562人(男45,448人、女4,114人)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年
総数	74,232	71,378	68,565	64,890	61,768	59,670	57,369	54,876	51,947	49,562
男	68,948	66,046	63,238	59,718	56,734	54,689	52,565	50,255	47,623	45,448
女	5,284	5,332	5,327	5,172	5,034	4,981	4,805	4,620	4,323	4,114
対前年比	-2.4	-3.8	-3.9	-5.4	-4.8	-3.4	-3.9	-4.3	-5.3	-4.6

(注) 刑務所・拘置所等(以下記載を省略)の2表(法務省ホームページにおける統計表番号「19-00-02」)。以下統計表番号のみを記載)参照

令和元年における1日平均収容人員の内訳は、第2表のとおりである。被収容者の種別で見ると、受刑者が43,137人(87.0%)、次いで、被告人が5,591人(11.3%)、労役場留置者が624人(1.3%)の順となっている。

第2表 1日平均収容人員の内訳

区分	総数	受刑者	死刑確定者	被告人	被疑者	労役場留置者	その他
人員	49,562	43,137	111	5,591	94	624	4
(構成比)	(100.0)	(87.0)	(0.2)	(11.3)	(0.2)	(1.3)	(0.0)
対前年比	-4.6	-5.3	-5.1	0.8	13.3	-6.3	-

(注) 2表(「19-00-02」)参照

(2) 年末収容人員

最近10年間の年末における収容人員の推移は、第3表のとおりである。収容率(年末における収容定員に対する年末収容人員の比率)は、平成13年から同18年まで6年連続して100%を超過していたが、同19年から13年連続して100%を下回っている。

第3表 年末収容人員の推移

区分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年
年末収容人員	72,975	69,876	67,008	62,971	60,486	58,497	55,967	53,233	50,578	48,429
収容定員	90,182	90,547	90,681	90,536	90,146	89,807	89,395	88,670	88,591	87,825
収容率	80.9	77.2	73.9	69.6	67.1	65.1	62.6	60.0	57.1	55.1

(注) 3表(「19-00-03」)参照

(3) 入・出所人員

最近10年間の入・出所人員の推移は、第4表のとおりである。刑務所及び拘置所の入所人員は、平成16年以降減少し、令和元年は前年に比べ人1,411人(3.9%)減少した34,615人(男31,175人、女3,440人)となっている。出所人員も、平成17年以降減少し、令和元年は前年に比べ1,916人(5.0%)減少した36,764人(男33,195人、女3,569人)となっている。

第4表 入・出所人員の推移

区分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年
入所人員 (指数)	51,924 (100)	49,109 (95)	46,977 (90)	43,379 (84)	41,838 (81)	41,060 (79)	39,043 (75)	36,994 (71)	36,026 (69)	34,615 (67)
出所人員 (指数)	54,199 (100)	52,208 (96)	49,845 (92)	47,416 (87)	44,323 (82)	43,049 (79)	41,573 (77)	39,728 (73)	38,680 (71)	36,764 (68)

(注) 14表(「19-00-14」)参照

(4) 外国人被收容者

最近10年間の年末收容人員のうち、外国人被收容者人員の推移は、第5表のとおりである。令和元年の年末における外国人被收容者人員は、前年に比べ11人(0.4%)増加した2,862人となり、外国人受刑者人員は、107人(4.7%)減少した2,174人となっている。

第5表 年末收容人員のうち外国人被收容者人員の推移

区分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年
年末收容人員(A)	72,975	69,876	67,008	62,971	60,486	58,497	55,967	53,233	50,578	48,429
うち、外国人被收容者人員(B)	4,803	4,433	4,012	3,657	3,445	3,226	3,041	2,941	2,851	2,862
うち、外国人受刑者人員	4,113	3,813	3,368	3,044	2,848	2,670	2,491	2,384	2,281	2,174
年末收容人員に占める比率 〔(B)/(A)×100〕	6.6	6.3	6.0	5.8	5.7	5.5	5.4	5.5	5.6	5.9

(注) 3表(「19-00-03」)及び8表(「19-00-08」)参照

令和元年の年末在所外国人被收容者の内訳は、第6表のとおりである。

このうち、来日外国人は2,019人であり、外国人被收容者年末收容人員に占める割合は70.5%となっている。

第6表 年末在所外国人被收容者の内訳

区分	総数	受刑者	未決拘禁者	その他
外国人被收容者 年末收容人員	2,862	2,174	616	72
うち、来日外国人	2,019	1,447	507	65

(注) 8表(「19-00-08」)及び9表(「19-00-09」)参照

令和元年の年末在所来日外国人被收容者の国籍は、第7表のとおりである。国籍別の人員総数は、中国が538人(26.6%)と最も多く、次いで、ブラジルが192人(9.5%)、ベトナムが180人(8.9%)、タイが116人(5.7%)の順となっている。

第7表 年末在所来日外国人被收容者の国籍

区分	総数	中国	ブラジル	ベトナム	タイ	フィリピン	イラン	韓国・朝鮮	マレーシア	メキシコ	アメリカ合衆国	ペルー	ナイジェリア	その他
人員総数	2,019	538	192	180	116	103	97	88	83	66	64	62	54	376
男	1,682	460	177	154	32	72	96	80	56	54	56	57	53	335
女	337	78	15	26	84	31	1	8	27	12	8	5	1	41
構成比率														
男	100.0	26.6	9.5	8.9	5.7	5.1	4.8	4.4	4.1	3.3	3.2	3.1	2.7	18.6
女	100.0	27.3	10.5	9.2	1.9	4.3	5.7	4.8	3.3	3.2	3.3	3.4	3.2	19.9
男女	100.0	23.1	4.5	7.7	24.9	9.2	0.3	2.4	8.0	3.6	2.4	1.5	0.3	12.2

(注) 9表(「19-00-09」)参照

2 新受刑者

(1) 新受刑者の収容状況

最近10年間の新受刑者人員の推移は、第8表のとおりである。新受刑者人員の総数は平成4年から同18年まで15年連続して増加していたが、同19年から13年連続して減少しており、令和元年は前年と比べ808人（4.4%）減少した17,464人（男15,746人、女1,718人）となっている。

第8表 新受刑者人員の推移

区	分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年
人	総	27,079	25,499	24,780	22,755	21,866	21,539	20,467	19,336	18,272	17,464
	男	24,873	23,273	22,555	20,643	19,744	19,415	18,462	17,444	16,503	15,746
	女	2,206	2,226	2,225	2,112	2,122	2,124	2,005	1,892	1,769	1,718
指	総	100	94	92	84	81	80	76	71	67	64
	男	100	94	91	83	79	78	74	70	66	63
	女	100	101	101	96	96	96	91	86	80	78

(注) 18表（「19-00-18」）参照

(2) 新受刑者の年齢

令和元年における新受刑者の年齢別人員は、第9表のとおりである。これを総数の構成比で見ると、45～49歳が14.4%（2,514人）と最も高く、次いで40～44歳が12.2%（2,122人）、35～39歳が11.4%（1,989人）の順となっている。

第9表 新受刑者の年齢別人員

区	分	総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
人	総	17,464	16	1,091	1,416	1,664	1,989	2,122	2,514	1,944	1,412	1,044	957	1,295
	男	15,746	16	1,020	1,310	1,513	1,800	1,916	2,244	1,763	1,295	947	866	1,056
	女	1,718	0	71	106	151	189	206	270	181	117	97	91	239
構	総	100.0	0.1	6.2	8.1	9.5	11.4	12.2	14.4	11.1	8.1	6.0	5.5	7.4
	男	100.0	0.1	6.5	8.3	9.6	11.4	12.2	14.3	11.2	8.2	6.0	5.5	6.7
	女	100.0	-	4.1	6.2	8.8	11.0	12.0	15.7	10.5	6.8	5.6	5.3	13.9
前	総	-4.4	50.0	-1.3	-9.3	-11.1	-6.0	-8.6	3.8	-3.2	-28.4	-30.4	-10.9	8.3
	男	-4.6	100.0	-2.8	-9.7	-11.1	-6.3	-7.1	3.3	-2.7	-29.7	-32.3	-10.9	5.5
	女	-2.9	-100.0	26.8	-5.4	-10.7	-3.1	-20.8	7.6	-8.1	-10.0	-3.0	-10.8	22.6

(注) 22表（「19-00-22」）参照

また、最近10年間の新受刑者のうち60歳以上人員の推移は、第10表のとおりである。令和元年における新受刑者のうち60歳以上人員の総数は、前年と比べ2人増加した3,296人（男2,869人、女427人）となっている。

第10表 新受刑者のうち60歳以上人員の推移

区	分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年
人	総	4,093	4,069	4,127	3,962	3,771	3,689	3,750	3,489	3,294	3,296
	男	3,699	3,639	3,681	3,507	3,314	3,250	3,278	2,999	2,897	2,869
	女	394	430	446	455	457	439	472	490	397	427
構	総	15.1	16.0	16.7	17.4	17.2	17.1	18.3	18.0	18.0	18.9
	男	14.9	15.6	16.3	17.0	16.8	16.7	17.8	17.2	17.6	18.2
	女	17.9	19.3	20.0	21.5	21.5	20.7	23.5	25.9	22.4	24.9

(注) 22表（「19-00-22」）参照

(3) 新受刑者の罪名

令和元年における新受刑者の罪名別人員は、第11表のとおりである。これを、罪名別の総数の構成比で見ると、窃盗が34.8%（6,073人）と最も高く、次いで、覚せい剤取締法違反が25.1%（4,378人）、詐欺が10.0%（1,748人）、道路交通法違反が4.9%（850人）、傷害が4.7%（815人）、強盗が2.1%（366人）の順となっている。

第11表 新受刑者の罪名別人員

区分	罪名	人数	男		女	
			総数	構成比	総数	構成比
総計		17,464	15,746	100.0	1,718	100.0
刑法		11,082	10,007	63.6	1,075	62.6
放火		96	87	0.6	9	0.5
文書偽造		61	58	0.4	3	0.2
強制わいせつ・強制性交等		308	307	1.9	1	0.1
賭博		15	15	0.1	-	-
殺人		198	169	1.1	29	1.7
傷害		815	793	5.0	22	1.3
危険運転致死		28	28	0.2	-	-
過失運転致死		226	209	1.3	17	1.0
窃盗		6,073	5,258	33.4	815	47.4
強盗		366	355	2.3	11	0.6
詐欺		1,748	1,631	10.4	117	6.8
恐喝		114	109	0.7	5	0.3
横領		195	173	1.1	22	1.3
暴力行為等処罰に関する法律		125	125	0.8	-	-
その他		714	690	4.4	24	1.4
特種		6,382	5,739	36.4	643	37.4
銃砲刀剣類所持等取締法		59	59	0.4	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法		15	12	0.1	3	0.2
麻薬及び向精神薬取締法		55	48	0.3	7	0.4
覚せい剤取締法		4,378	3,811	24.2	567	33.0
道路交通法		850	810	5.1	40	2.3
出入国管理及び難民認定法		9	9	0.1	-	-
その他		1,016	990	6.3	26	1.5

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」にはそれぞれの致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「過失運転致死傷」には業務上過失致死傷及び重過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強制性交・同致死を含む
2 18表（「19-00-18」）参照

さらに、男女別に上位5位までの罪名で見ると、男は、窃盗、覚せい剤取締法違反、詐欺、道路交通法違反、傷害の順で、女は、窃盗、覚せい剤取締法違反、詐欺、道路交通法違反、殺人の順となっている。女の場合、窃盗及び覚せい剤取締法違反の構成比が80%以上を占めている点が大きな特徴である。

なお、最近10年間の新受刑者のうち、覚せい剤取締法違反の人員の推移は、第12表のとおりである。令和元年における覚せい剤取締法違反の人員総数は前年と比べ471人（9.7%）減少した4,378人（男3,811人、女567人）となっている。

第12表 新受刑者のうち覚せい剤取締法違反の人員の推移

区分	人員数	平成22年									
		23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	
総計		6,569	6,570	6,453	5,990	6,016	5,991	5,580	5,355	4,849	4,378
男		5,708	5,687	5,594	5,182	5,206	5,162	4,842	4,661	4,166	3,811
女		861	883	859	808	810	829	738	694	683	567
構成比		24.3	25.8	26.0	26.3	27.5	27.8	27.3	27.7	26.5	25.1
男		22.9	24.4	24.8	25.1	26.4	26.6	26.2	26.7	25.2	24.2
女		39.0	39.7	38.6	38.3	38.2	39.0	36.8	36.7	38.6	33.0

(注) 18表（「19-00-18」）参照

(4) 新受刑者の刑名・刑期

令和元年における新受刑者の刑名別人員は、第13表のとおりである。

第13表 新受刑者の刑名別人員

区	分	総	懲	役	禁	錮	拘	留	死	刑
人	員		17,464		17,410		49		2	3
(構成比)			(100.0)		(99.7)		(0.3)		(0.0)	(0.0)

(注) 19表(「19-00-19」)参照

このうち、懲役及び禁錮受刑者の刑期別人員は、第14表のとおりである。懲役受刑者の刑期別人員は、2年以下が6,315人(36.3%)と最も多く、次いで、3年以下が4,093人(23.5%)、1年以下が3,719人(21.4%)となっている。禁錮受刑者については、2年以下が23人(46.9%)と最も多い。

第14表 新受刑者のうち懲役及び禁錮受刑者の刑期別人員

区	分	総	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	5年を超える	無	期
懲	役								
人	員	17,410	3,719	6,315	4,093	2,308	959		16
(構成比)		(100.0)	(21.4)	(36.3)	(23.5)	(13.3)	(5.5)		(0.1)
禁	錮								
人	員	49	9	23	13	4	-		-
(構成比)		(100.0)	(18.4)	(46.9)	(26.5)	(8.2)	(-)		(-)

(注) 19表(「19-00-19」)参照

(5) 新受刑者の入所度数

令和元年における新受刑者の入所度数別人員は、第15表のとおりである。

第15表 新受刑者の入所度数別人員

区	分	総	初	2	3	4	5	6	度	以上
人	員	17,464	7,277	2,828	1,852	1,507	1,065	2,935		
(構成比)		(100.0)	(41.7)	(16.2)	(10.6)	(8.6)	(6.1)	(16.8)		
対	前									
年	比	-4.4	-1.3	-5.0	-13.9	-5.9	-8.5	-2.4		

(注) 23表(「18-00-23」)参照

次に、最近10年間の新受刑者のうち、初入者及び再入者人員の推移は、第16表のとおりである。初入者は、平成5年以降増加傾向を示していたが、同17年から減少し始めた。また、同18年から14年連続して再入者が初入者を上回っている。

第16表 新受刑者のうち初入者・再入者人員の推移

区	分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年
総	数	27,079	25,499	24,780	22,755	21,866	21,539	20,467	19,336	18,272	17,464
初	入	11,874	10,865	10,275	9,348	8,892	8,736	8,288	7,860	7,370	7,277
(構成比)		(43.8)	(42.6)	(41.5)	(41.1)	(40.7)	(40.6)	(40.5)	(40.6)	(40.3)	(41.7)
再	入	15,205	14,634	14,505	13,407	12,974	12,803	12,179	11,476	10,902	10,187
(構成比)		(56.2)	(57.4)	(58.5)	(58.9)	(59.3)	(59.4)	(59.5)	(59.4)	(59.7)	(58.3)

(注) 23表(「19-00-23」)参照

(6) 新受刑者のうち初入受刑者の保護処分歴・刑の執行猶予歴

令和元年の新受刑者のうち、初入受刑者の保護処分歴・刑の執行猶予歴別人員は、第17表のとおりである。保護処分歴を有する者は1,181人（16.2%）、刑の執行猶予歴を有する者は4,649人（63.9%）となっている。

第17表 初入受刑者の保護処分歴・刑の執行猶予歴別人員

区分	総数	保護処分歴				刑の執行猶予歴	
		あり	少年院送致	児童自立支援施設・児童養護施設送致	保護観察なし	あり	なし
人員 (構成比)	7,277 (100.0)	1,181 (16.2)	666 (9.2)	36 (0.5)	479 (6.6)	6,096 (83.8)	2,628 (36.1)

(注) 30表（「19-00-30」）参照

(7) 新受刑者のうち暴力団加入者人員

最近10年間の新受刑者のうち、暴力団加入者人員の推移は、第18表のとおりである。令和元年は前年に比べ175人減少した913人となり、新受刑者に占める構成比は0.8ポイント下降し、5.2%となっている。

第18表 新受刑者のうち暴力団加入者人員の推移

区分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	31
総数	27,079	25,499	24,780	22,755	21,866	21,539	20,467	19,336	18,272	17,464
人員 (構成比)	2,592 (9.6)	2,359 (9.3)	2,094 (8.5)	1,889 (8.3)	1,751 (8.0)	1,439 (6.7)	1,386 (6.8)	1,194 (6.2)	1,088 (6.0)	913 (5.2)

(注) 46表（「19-00-46」）参照

3 再入受刑者

(1) 再入受刑者の再犯期間

最近10年間の再入受刑者（前刑出所前の犯罪により再入所した者を除く。）の再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間）別人員の推移は、第19表のとおりである。令和元年は1年未満が3,699人（36.8%）と最も多く、次いで、2年未満が2,105人（21.0%）、5年以上が1,554人（15.5%）の順となっている。

第19表 再入受刑者の再犯期間別人員の推移

区分	総数	再犯期間											
		1年未満		2年未満		3年未満		4年未満		5年未満		5年以上	
		人員	うち、3月未満	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員
		(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)
平成22年	15,034	5,877 (39.1)	1,813 (12.1)	3,265 (21.7)	1,900 (12.6)	1,123 (7.5)	786 (5.2)	2,083 (13.9)					
23	14,464	5,719 (39.5)	1,722 (11.9)	3,076 (21.3)	1,871 (12.9)	1,124 (7.8)	735 (5.1)	1,939 (13.4)					
24	14,296	5,618 (39.3)	1,708 (11.9)	2,954 (20.7)	1,776 (12.4)	1,154 (8.1)	799 (5.6)	1,995 (14.0)					
25	13,233	5,177 (39.1)	1,457 (11.0)	2,804 (21.2)	1,647 (12.4)	1,007 (7.6)	742 (5.6)	1,856 (14.0)					
26	12,833	4,827 (37.6)	1,377 (10.7)	2,806 (21.9)	1,604 (12.5)	962 (7.5)	774 (6.0)	1,860 (14.5)					
27	12,626	4,733 (37.5)	1,334 (10.6)	2,663 (21.1)	1,577 (12.5)	1,034 (8.2)	784 (6.2)	1,835 (14.5)					
28	12,018	4,465 (37.2)	1,302 (10.8)	2,492 (20.7)	1,598 (13.3)	998 (8.3)	764 (6.4)	1,701 (14.2)					
29	11,325	4,228 (37.3)	1,228 (10.8)	2,357 (20.8)	1,425 (12.6)	952 (8.4)	722 (6.4)	1,641 (14.5)					
30	10,788	3,967 (36.8)	1,115 (10.3)	2,279 (21.1)	1,307 (12.1)	905 (8.4)	687 (6.4)	1,643 (15.2)					
令和元年	10,041	3,699 (36.8)	1,079 (10.7)	2,105 (21.0)	1,265 (12.6)	834 (8.3)	584 (5.8)	1,554 (15.5)					

(注) 54表（「19-00-54」）参照

(2) 再入状況

平成26年の出所受刑者24,651人（国際受刑者移送法により送出移送した者を除く。）について、令和元年末までの再入状況は、第20表のとおりである。令和元年までの6年以内に再入所した者は、計10,111人（41.0%）となっている。また、満期釈放と仮釈放の別に6年以内再入者を比較すると、満期釈放は5,474人（51.0%）、仮釈放は4,637人（33.3%）となっている。

第20表 平成26年出所受刑者の令和元年末までの再入状況

出所事由	平成26年 出所 受刑者	再入年別人員及び構成比					令和元年		計
		平成26年 人員 (構成比)	27 人員 (構成比)	28 人員 (構成比)	29 人員 (構成比)	30 人員 (構成比)	人員 (構成比)	人員 (構成比)	
総 数	24,651	1,074 (4.4)	3,495 (14.2)	2,487 (10.1)	1,486 (6.0)	971 (3.9)	597 (2.4)	10,111 (41.0)	
満期釈放	10,726	881 (8.2)	2,047 (19.1)	1,202 (11.2)	678 (6.3)	406 (3.8)	260 (2.4)	5,474 (51.0)	
仮 釈 放	13,925	193 (1.4)	1,448 (10.4)	1,285 (9.2)	808 (5.8)	565 (4.1)	337 (2.4)	4,637 (33.3)	

(注) 63表（「19-00-63」）及び64表（「19-00-64」）参照

(3) 出所後6年以内に再入所した者の推移

出所後6年以内に再入所した者（出所受刑者のうち、国際受刑者移送法により送出移送した者を除く。）の推移は、第21表のとおりである。再入率については平成11年出所者から低下傾向が続いていたが、近年は横ばいである。

第21表 出所後6年以内に再入所した者の推移

区 分	出 所 年									
	平成17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26
出 所 受 刑 者 (うち、再入人員)	30,025 (13,266)	30,584 (13,305)	31,297 (13,387)	31,632 (13,365)	30,178 (12,659)	29,446 (12,079)	28,558 (11,819)	27,463 (11,254)	26,510 (10,824)	24,651 (10,110)
再 入 率	44.2	43.5	42.8	42.3	41.9	41.0	41.4	41.0	40.8	41.0

(注) 63表（「19-00-63」）及び64表（「19-00-64」）参照

4 出所受刑者

(1) 出所受刑者の人員及び出所事由

最近10年間の出所受刑者の出所事由別人員の推移は、第22表のとおりである。令和元年における出所受刑者人員の総数は19,993人であり、前年に比べ1,067人(5.1%)減少している。これを男女別に見ると、男が18,095人(90.5%)、女が1,898人(9.5%)となっている。さらに、出所事由別に見ると、満期釈放が8,018人(40.1%)、実刑期終了(一部猶予あり)が295人(1.5%)、仮釈放(一部猶予なし)が10,442人(52.2%)、仮釈放(一部猶予あり)が1,198人(6.0%)、国際受刑者移送法による送出受刑者等が40人(0.2%)となっている。

第22表 出所受刑者の出所事由別人員の推移

区 分	平成22年	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年
人 員 数	29,461	28,583	27,485	26,535	24,684	23,566	22,947	22,025	21,060	19,993
男	27,294	26,308	25,188	24,186	22,459	21,293	20,738	19,824	19,010	18,095
女	2,167	2,275	2,297	2,349	2,225	2,273	2,209	2,201	2,050	1,898
指 数	100	97	93	90	84	80	78	75	71	68
男	100	96	92	89	82	78	76	73	70	66
女	100	105	106	108	103	105	102	102	95	88
出 所 事 由 別										
満 期 釈 放	14,975	13,938	12,763	11,887	10,726	9,953	9,649	9,159	8,523	8,018
(構 成 比)	(50.8)	(48.8)	(46.4)	(44.8)	(43.5)	(42.2)	(42.0)	(41.6)	(40.5)	(40.1)
実 刑 期 終 了	-	-	-	-	-	-	-	79	210	295
(一部猶予あり)	-	-	-	-	-	-	-	(0.4)	(1.0)	(1.5)
(構 成 比)	-	-	-	-	-	-	-	(0.4)	(1.0)	(1.5)
仮 釈 放	14,471	14,620	14,700	14,623	13,925	13,570	13,260	12,477	11,307	10,442
(一部猶予なし)	(49.1)	(51.1)	(53.5)	(55.1)	(56.4)	(57.6)	(57.8)	(56.9)	(54.0)	(52.2)
(構 成 比)	(49.1)	(51.1)	(53.5)	(55.1)	(56.4)	(57.6)	(57.8)	(56.9)	(54.0)	(52.2)
仮 釈 放	-	-	-	-	-	-	-	283	992	1,198
(一部猶予あり)	-	-	-	-	-	-	-	(1.3)	(4.7)	(6.0)
(構 成 比)	-	-	-	-	-	-	-	(1.3)	(4.7)	(6.0)
送 出 移 送 等	15	25	22	25	33	43	38	27	28	40
(構 成 比)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.2)

(注) 67表(「19-00-67」)参照

(2) 出所受刑者のうち仮釈放者の刑の執行状況

ア 有期懲役受刑者

令和元年における有期懲役受刑者のうち仮釈放者11,432人(仮釈放が取り消されて刑の執行を受け、更に仮釈放を許された者を除く。)についての刑の執行率は、第23表のとおりである。刑の執行率80~89%が5,150人(45.0%)と最も多く、次いで、90%以上が3,946人(34.5%)となっている。

第23表 有期懲役受刑者のうち仮釈放者の刑の執行率

区 分	総 数	刑 の 執 行 率				
		59%以下	60~69%	70~79%	80~89%	90%以上
人 員	11,432	0	210	2,126	5,150	3,946
(構 成 比)	(100.0)	(0.0)	(1.8)	(18.6)	(45.0)	(34.5)
対 前 年 比	-5.5	-	31.3	-6.1	-6.7	-4.6

(注) 70表(「19-00-70」)参照

有期懲役受刑者の仮釈放者のうち、刑の執行率80%以上の者についての刑期別人員は、第24表のとおりである。総数では9,096人(79.6%)、刑期1年以下では817人(87.8%)、2年以下では3,249人(76.8%)、3年以下では2,697人(76.5%)となっており、平成30年の総数9,658人(79.9%)と比べて執行率の高い者の割合がやや減少している。

第24表 有期懲役受刑者の仮釈放者のうち刑の執行率80%以上の刑期別人員

区 分	総 数	刑 期				
		1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	5年を超える
有期懲役仮釈放者 うち、刑の執行率 80%以上の人員	11,432	930	4,228	3,525	1,938	811
有期懲役仮釈放者 に占める比率	9,096	817	3,249	2,697	1,574	759
	79.6	87.8	76.8	76.5	81.2	93.6

(注) 70表(「19-00-70」)参照

イ 無期懲役受刑者

令和元年における無期懲役受刑者のうち仮釈放者(無期刑の仮釈放が取り消されて刑の執行を受け、更に仮釈放を許された者1人を除く。)16人について、その受刑在所期間は、第25表のとおりである。仮釈放者の平均受刑在所期間は約432月(36年)で、50年、60年を超える者がそれぞれ1名であった。

第25表 無期懲役受刑者のうち仮釈放者の受刑在所期間

区 分	総 数	14年以下	15年以下	16年以下	17年以下	18年以下	19年以下	20年以下	20年を超える
人 員 (構成比)	16 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	16 (100.0)

(注) 69表(「19-00-69」)参照

(3) 出所受刑者の刑務作業及び職業訓練など

令和元年における出所受刑者について、その在所時の刑務作業の業種別就業人員は、第26表のとおりである。業種別に見ると、経理作業(刑務所などの自主運営に必要な作業で、炊事、清掃、介助などの作業)が4,354人(21.8%)と最も多く、次いで、織物製品製造が2,452人(12.3%)、紙・紙製品製造が2,270人(11.4%)、化学製品製造が2,095人(10.5%)の順となっている。

第26表 出所受刑者の刑務作業の業種別就業人員

業 種	人 員	構成比	人員の対前年比
総 数	19,993	100.0	-5.1
経 理 作 業	4,354	21.8	-2.2
織 物 製 品 製 造	2,452	12.3	-3.3
紙 ・ 紙 製 品 製 造	2,270	11.4	8.1
化 学 製 品 製 造	2,095	10.5	-8.0
金 属 加 工 ・ 機 械 組 立 修 理	1,404	7.0	-5.3
紙 細 工	1,386	6.9	-15.6
木 工	734	3.7	-13.8
金 属 材 料 製 造	368	1.8	-4.7
そ の 他 の 技 能 工	362	1.8	-35.8
印 刷 ・ 製 本	308	1.5	-5.2
ゴ ム ・ 可 塑 物 製 品 製 造	303	1.5	-23.9
電 気 器 具 組 立 修 理	275	1.4	-12.1
皮 革 ・ 皮 革 製 品 製 造	273	1.4	-5.5
飲 食 料 品 製 造	177	0.9	-16.9
農 耕 ・ 牧 畜 業	121	0.6	-0.8
単 純 労 働 作 業	106	0.5	51.4
サ ー ビ ス 工 業	67	0.3	6.3
建 設 作 業	48	0.2	-15.8
そ の 他 業	2,868	14.3	-6.6
不 就 業	22	0.1	-24.1

(注) 72表(「19-00-72」)参照

令和元年における出所受刑者の職業訓練種目別人員は、第27表のとおりである。総数3,879人（出所受刑者総数の19.4%）の、職業訓練修了者の受講種目の主な内訳を見ると、フォークリフト運転が391人（10.1%）と最も多く、次いで、情報処理が327人（8.4%）、ビル設備管理が208人（5.4%）、溶接が203人（5.2%）、販売サービスが137人（3.5%）の順となっている。

第27表 出所受刑者の職業訓練種目別人員

業種	人員	構成比
総数	3,879	100.0
フォークリフト運転	391	10.1
情報処理	327	8.4
ビル設備管理	208	5.4
溶接	203	5.2
販売サービス	137	3.5
小型建設機械	130	3.4
ホームヘルパ	121	3.1
CAD技術	119	3.1
建設機械	81	2.1
ビルハウスクリーニング	79	2.0
農業園芸	63	1.6
建築塗装	50	1.3
内装工事	41	1.1
自動車整備	37	1.0
気通信設備	34	0.9
その他	31	0.8
未修了者	1,509	38.9
	318	8.2

(注) 73表（「19-00-73」）参照

令和元年における出所受刑者が取得した資格・免許の種類別人員は、第28表のとおりである。総数2,334人（出所受刑者総数の11.7%）の資格・免許の主な内訳を見ると、フォークリフト運転者が391人（16.8%）と最も多く、次いで、技能講習202人（8.7%）、技能検定・技能照査が177人（7.6%）、溶接技能者が176人（7.5%）、ボイラー技士が166人（7.1%）の順となっている。

第28表 出所受刑者が取得した資格・免許の種類別人員

種類	人員	構成比
総数	2,334	100.0
フォークリフト運転者	391	16.8
技能講習	202	8.7
技能検定・技能照査	177	7.6
溶接技能者	176	7.5
ボイラー技士	166	7.1
危険物取扱者	137	5.9
パソコン検定	127	5.4
車両系建設機械運転技能者	99	4.2
CAD利用技術者	95	4.1
ホームヘルパ	71	3.0
特別教育	70	3.0
情報処理技術者	45	1.9
玉掛技能者	43	1.8
クレーン運転士	34	1.5
ワープロ検定	32	1.4
理容師	32	1.4
その他	437	18.7

(注) 74表（「19-00-74」）参照

(4) 出所受刑者の帰住先

令和元年における出所受刑者（満期釈放者及び仮釈放者）の出所事由別の帰住先は、第29表のとおりである。総数で見ると、親族のものが8,589人（43.0%）と最も多く、次いで、更生保護施設等が4,555人（22.8%）、知人のものが1,512人（7.6%）の順となっている。出所事由別で見ると、満期釈放（実刑期終了（一部猶予あり）を含む。）では、親族のものが2,386人（28.7%）と最も多く、次いで、親族・知人等以外の自宅が671人（8.1%）となっている。仮釈放では、親族のものが6,203人（53.3%）、次いで、更生保護施設等が4,025人（34.6%）の順となっている。

第29表 出所受刑者の出所事由別の帰住先

帰住先	総数		満期釈放		仮釈放	
	人員	(構成比)	人員	(構成比)	人員	(構成比)
総数	19,953	(100.0)	8,313	(100.0)	11,640	(100.0)
親族のものと 父、母のもと	8,589	(43.0)	2,386	(28.7)	6,203	(53.3)
配偶者のもと	5,323	(26.7)	1,324	(15.9)	3,999	(34.4)
兄弟、姉妹のもと	1,675	(8.4)	502	(6.0)	1,173	(10.1)
その他の親族のもと	878	(4.4)	311	(3.7)	567	(4.9)
知人のものと 雇主のもと	713	(3.6)	249	(3.0)	464	(4.0)
知人のものと 雇主のもと	1,512	(7.6)	652	(7.8)	860	(7.4)
社会福祉施設	445	(2.2)	234	(2.8)	211	(1.8)
更生保護施設等	441	(2.2)	400	(4.8)	41	(0.4)
上記に含まれない自宅	4,555	(22.8)	530	(6.4)	4,025	(34.6)
その他の	707	(3.5)	671	(8.1)	36	(0.3)
その他	3,704	(18.6)	3,440	(41.4)	264	(2.3)

(注) 1 「満期釈放」は実刑期終了（一部猶予あり）を含み、「仮釈放」は、仮釈放（一部猶予あり）を含む。
2 84表（「19-00-84」）参照

(5) 出所受刑者の懲罰回数

令和元年における出所受刑者の初入・再入別懲罰回数は、第30表のとおりである。在所時に懲罰を受けた者は9,275人（出所受刑者総数の46.4%）となっている。初入・再入別で見ると、初入で懲罰を受けた者は3,400人（出所受刑者のうち初入者総数の41.9%）であり、再入で懲罰を受けた者は5,875人（出所受刑者のうち再入者総数の49.4%）となっている。

第30表 出所受刑者の初入・再入別懲罰回数

区分	総数	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	なし
総数	19,993	3,856	1,613	903	579	408	1,916	10,718
(構成比)	(100)	(19.3)	(8.1)	(4.5)	(2.9)	(2.0)	(9.6)	(53.6)
初入	8,108	1,572	607	355	189	141	536	4,708
(構成比)	(100)	(19.4)	(7.5)	(4.4)	(2.3)	(1.7)	(6.6)	(58.1)
再入	11,885	2,284	1,006	548	390	267	1,380	6,010
(構成比)	(100)	(19.2)	(8.5)	(4.6)	(3.3)	(2.2)	(11.6)	(50.6)

(注) 79表（「19-00-79」）参照

5 休養患者 — 被収容者のり病状況

令和元年における休養患者（医師の診断を受けた者のうち、医療上の必要により病室又はこれに代わる室に収容されて治療を受けた者）の人員は、既決拘禁者（受刑者、死刑確定者及び労役場留置者）が10,963人（男9,946人、女1,017人）、未決拘禁者（被告人、被疑者など）が466人（男398人、女68人）である。

このうち、既決拘禁者についての主要病名別転帰事由別人員は、第31表のとおりである。病名別で見ると、呼吸器系の疾患が4,180人（38.1%）と最も多く、次いで、筋骨格系・結合組織の疾患が1,371人（12.5%）、消化器系の疾患が1,189人（10.8%）の順となっている。また、総数を転帰事由別に見ると、治癒又は軽快が9,779人（89.2%）、後遺が348人（3.2%）の順となっている。

なお、休養患者の平均り病日数は、既決拘禁者が79日、未決拘禁者が397日となっている。

第31表 休養患者の主要病名別転帰事由別人員（既決拘禁者）

病名	総数	構成比	総数	転 帰 事 由				
				治癒又は軽快	死亡	未治出所	後遺	その他
総数	10,963	100.0	10,963	9,779	202	329	348	305
			(100.0)	(89.2)	(1.8)	(3.0)	(3.2)	(2.8)
感染症・寄生虫症	253	2.3	253	205	7	9	10	22
			(100.0)	(81.0)	(2.8)	(3.6)	(4.0)	(8.7)
新生物	626	5.7	626	353	81	55	60	77
			(100.0)	(56.4)	(12.9)	(8.8)	(9.6)	(12.3)
内分泌、栄養・代謝疾患	310	2.8	310	254	2	22	14	18
			(100.0)	(81.9)	(0.6)	(7.1)	(4.5)	(5.8)
精神・行動の障害	593	5.4	593	356	5	85	107	40
			(100.0)	(59.9)	(0.8)	(14.3)	(18.0)	(6.7)
神経系の疾患	184	1.7	184	166	3	4	2	9
			(100.0)	(90.2)	(1.6)	(2.2)	(1.1)	(4.9)
循環器系の疾患	456	4.2	451	321	38	30	26	41
			(100.0)	(70.4)	(8.3)	(6.6)	(5.7)	(9.0)
呼吸器系の疾患	4,180	38.1	4,180	4,108	24	23	12	13
			(100.0)	(98.3)	(0.6)	(0.6)	(0.3)	(0.3)
消化器系の疾患	1,189	10.8	1,189	1,099	11	28	20	31
			(100.0)	(92.4)	(0.9)	(2.4)	(1.7)	(2.6)
皮膚・皮下組織の疾患	285	2.6	285	271	-	6	3	5
			(100.0)	(95.1)	(-)	(2.1)	(1.1)	(1.8)
筋骨格系・結合組織の疾患	1,371	12.5	1,371	1,330	3	17	15	6
			(100.0)	(97.0)	(0.2)	(1.2)	(1.1)	(0.4)
腎尿路生殖器系の疾患	287	2.6	287	175	11	27	57	17
			(100.0)	(61.0)	(3.8)	(9.4)	(19.9)	(5.9)
損傷・中毒	216	2.0	216	181	8	7	9	11
			(100.0)	(83.8)	(3.7)	(3.2)	(4.2)	(5.1)
その他	1,013	9.2	1,013	960	9	16	13	15
			(100.0)	(94.8)	(0.9)	(1.6)	(1.3)	(1.5)

- (注) 1 既決拘禁者について調査したものである。
 2 「未治出所」とは、治癒に至らないうちに満期、仮釈放又は刑の執行停止により出所した者をいう。
 3 「後遺」とは、12月31日現在において未治癒の者をいう。
 4 「その他」とは、他の矯正施設に移送になった者等をいう。
 5 () 内の数字は、各病名に対する転帰事由別構成比である。
 6 87表（「19-00-87」）及び88表（「19-00-88」）参照